

日本受精着床学会雑誌論文賞授与規定

平成 25 年 8 月 9 日 施行

世界体外受精会議記念基金により、日本受精着床学会の発展に寄与する優れた学術集会報告を表彰するため、世界体外受精会議記念賞が既設されている。本論文賞は、同基金を基に、日本受精着床学会雑誌に掲載された論文中から特に優れたものを顕彰するために、以下の授与規定に則り、新たに創設されたものである。

[第1条] (目的) 日本受精着床学会雑誌による研究成果発信をより活性化し、併せて学会活動をより発展させるために本賞を設ける。

[第2条] (対象) 本賞の対象は、本学会誌への貢献が顕著な論文とし、表彰年度の前年の最終号までの過去1年間に本学会誌に掲載された論文とする。ただし、すでに世界体外受精会議記念賞を授賞している研究に係る論文は、本賞の対象としない。表彰の件数は年間3編程度とする。

[第3条] (表彰) 受賞者は、表彰する論文が共著の場合には、論文を代表して筆頭著者を表彰する。なお、筆頭著者ないし責任著者は論文掲載時に本学会の会員であることとする。論文賞の受賞者および受賞論文名を学会誌に紹介するとともに、理事長から賞状および副賞を授与することにより表彰する。なお、当該年度内ないし異なる年度における複数受賞は妨げない。

[第4条] (選定) 論文賞の対象となる論文の選定は以下の手続きによる。

(a) 世界体外受精会議記念賞選考委員会の下に、論文賞選定委員会を構成する。論文賞選定委員会は本学会誌編集委員長および編集委員からなる。

(b) 編集委員長は論文賞選定委員会の会務を統括し、選定結果を世界体外受精会議記念賞選考委員会に報告する。世界体外受精会議記念賞選考委員会は、論文賞選定委員会の選んだ論文を審査し、本賞の授与を決定する。

(c) 編集委員長は、当該年度における論文賞の対象論文を定め、募集要項についてホームページ等の会告により会員に告知し、論文賞の候補の推薦を求める。推薦者は、本学会会員に限る。論文賞の候補推薦は、自薦・他薦のいずれでもよいものとする。

(d) 論文賞選定委員会は会員による推薦を参考にし、表彰論文を選考する。

[第5条]（改廃）本規定の改廃は、本学会誌編集委員会の議を経て行う。

[付則]

1. 副賞は受賞論文1件につき、10万円とする。
2. この規定は平成25年度より適用する。
3. その他の必要事項は、本学会誌編集委員会により定め、世界体外受精会議記念賞選考委員会によって決定する。

（平成25年8月9日 制定）